

春闘・賃金引き上げ 令和5年4月1日実施を求める署名

今年の人事院勧告後、9月7日の春闘団体交渉において日本赤十字社本社人事部長は賃金改定について、「職員の基準内給与は平均で1.31%、1人あたり5,058円の引き上げ、定期昇給込みで平均2.37%、1人あたりでは9,138円の改定となる」と述べた。しかし、賃上げは「令和6年3月1日」実施とし、「当該年度内の改定であり、遡及は生じない」との考えを示したのである。

人事院は、給与改定の実施時期を令和5年4月1日とし、昇給部分についても4月に遡及して支給することを勧告している。年度始めの4月1日に賃上げが決定する世間一般の春闘と異なり、日赤の春闘交渉は実質的に人事院勧告を待って行われてきた。われわれ労働組合は「今年度の春闘要求」として賃金引き上げを要求しており、「令和5年4月1日」の給与改定時期は譲歩できない。

日本赤十字労働組合は、昨今の物価上昇の中で組合員の生活を守るために令和5年4月1日に賃上げを実施し、昇給分は遡及して支給するよう求めていくことを決定した。そして、私たち日本赤十字労働組合の取り組みにより世間並みの賃金引上げを自ら勝ち取る強い決意を署名にて表明する。

日本赤十字社 社長 清家 篤 様

《要求事項》

- 賃上げ実施を令和5年4月1日とすること。
- 春闘要求について前進する回答をすること。

日赤労組支部名または勤務施設名 ()

氏名	区分
	職員本人・職員の親族・その他

〒105-0014 東京都港区芝2-17-20 日赤労組会館
日本赤十字労働組合

日本赤十字労働組合のホームページでも署名にご協力いただけます。
パソコン・スマートフォンからもぜひ署名にご協力ください。

【日赤労組ホームページ：Web署名アドレスQRコード】
<https://onl.la/vpZGqcT>

